

「福井市駐車場条例」第8条の運用基準について

（目的）

この運用基準は、福井市駐車場条例（昭和41年条例第25号。以下「条例」という。）第8条（駐車施設の附置の特例）において定める、当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所（以下「隔地」という。）に設ける駐車施設（以下「隔地駐車場」という。）の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

（駐車施設の附置の特例に関する基準）

条例第8条に規定する「当該建築物の構造又は敷地の状態により、市長がやむを得ないと認める場合」とは、下記の「1. 特例として隔地を認める場合の基準」のいずれかに該当すること。

また、やむを得ないと認められた場合の駐車施設は「2. 隔地駐車場の基準」を全て満足すること。

なお、隔地が認められ、隔地駐車場を設置する者は、「3. 隔地駐車場の維持管理について」を遵守することを条件とする。

1. 特例として隔地を認める場合の基準

（1）安全で快適な歩行空間の創出を支援するため

① 該当敷地が、歩行者空間を積極的に整備した路線のみに面している場合

（図1のとおり）

- 賑わいの道づくり事業（中心市街地整備改善事業）において整備した路線
- 福井市景観条例（平成20年福井市条例第21号）第12条の規定により定めた福井都心地区特定景観計画区域（中央1丁目ゾーン）

（2）土地の有効利用の支援のため

① 建築物の敷地又は間口が狭小なため、駐車施設の設置をすると土地の有効利用に大きな支障が出る場合

② 同一敷地とみなし得る場所の自己所有地に駐車施設を設置する場合

- ・ 同一敷地とみなし得る場所とは、当該敷地に隣接する敷地及び当該敷地の前面道路を横断した敷地とする

③ 建築物を増築する際に附置義務の対象となり、既存部分の形態から駐車施設等の設置ができない場合

(3) 交通の安全及び円滑化のため

- ①自動車の出入口の位置が法令等に抵触して、駐車施設等の設置が難しい場合
 - ・ 福井県建築基準条例において定める出入口の規定に抵触する場合
- ②歩行者専用道路などの規制のため、自動車の出入が不可能な場合
- ③自動車の出入口を設けようとしたとき、撤去又は移動することが困難な工作物等がある場合

2. 隔地駐車場の基準

- ①隔地駐車場は自己所有地であること。また、自己所有地でない場合、市長が妥当であると認め、長期間の賃借期間が設定できる駐車施設であること
 - ・ 市長が妥当であると認める駐車場とは、一般利用者にとって、主要道路に面するなど場所が分かりやすい届出駐車場（駐車場法第12条に基づく駐車施設）など、長期間の賃借期間が設定できる駐車施設とする
 - ・ 当該駐車施設において、常に附置すべき駐車台数が確保されていることが確認できる資料を提出すること
 - ・ 長期間の賃借期間とは、原則10年以上の期間とする

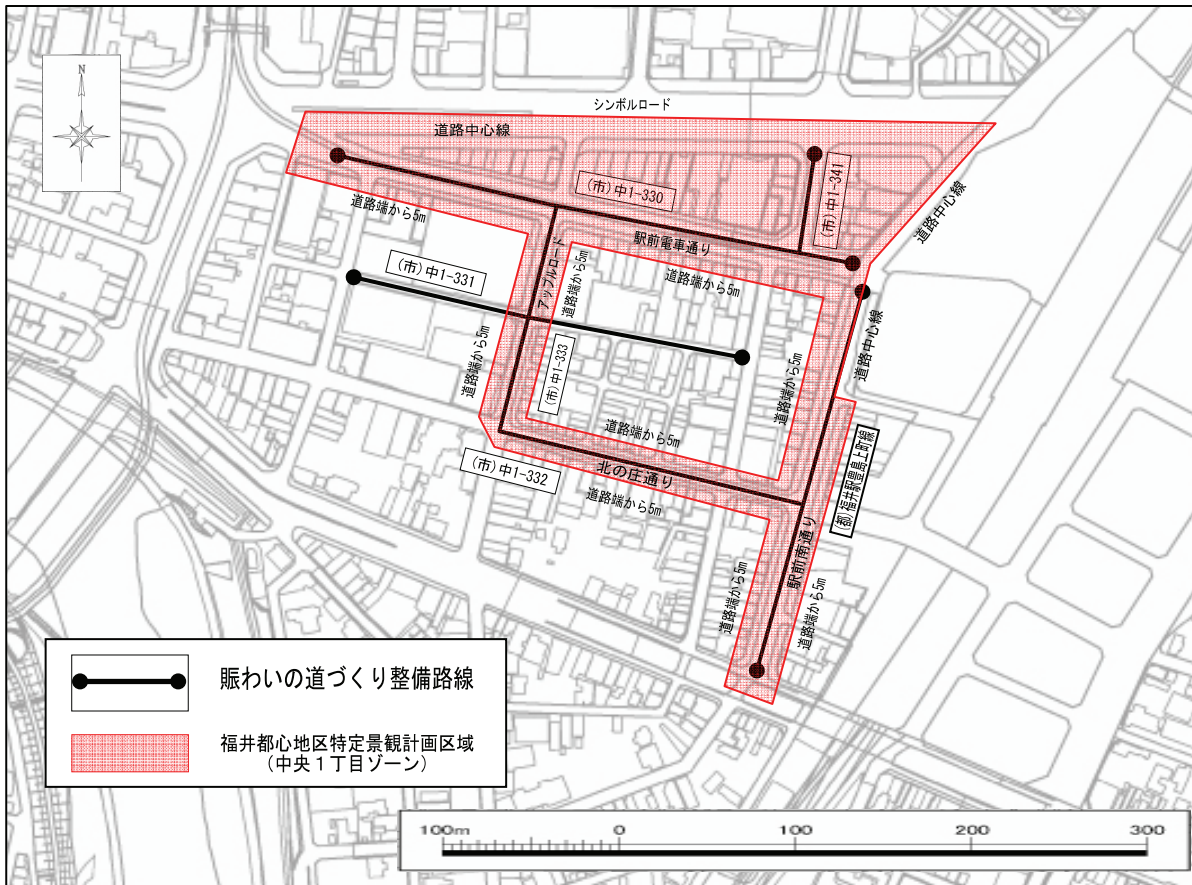
3. 隔地駐車場の維持管理について

- ①駐車施設を附置すべき建築物には、次の内容を記載した耐久性のある表示板（縦50センチ以上、横30センチ以上）を見やすい場所に設けること。（図2のとおり）
 - ・ 当該建築物が条例第8条に規定する隔地駐車場の設置を認められている旨
 - ・ 隔地駐車場の承認年月日
 - ・ 隔地駐車場の設置場所及び駐車台数
- ②隔地駐車場の賃借期間の更新時、維持管理状況について市長に報告すること。
- ③やむを得ず確保していた駐車場が利用できなくなった場合、速やかに他の駐車場を確保するとともに、条例9条に基づく変更の手続きを行うこと

4. 附則

この運用基準は、平成23年2月1日から施行する。

(図 1)



賑わいの道づくり事業 対象路線

- 都市計画道路福井駅豊島上町線の一部（駅前南通り）
- 市道中央1-330の一部（駅前電車通り）
- 市道中央1-331の一部（鳩の門通り）
- 市道中央1-332の一部（北の庄通り）
- 市道中央1-333の一部（アップルロード）
- 市道中央1-341の一部（歴史の道）

福井都心地区特定景観計画区域（中央1丁目ゾーン）

(図 2)

3 0 c m 以上

この建築物にかかる附置すべき駐車施設は、別の場所での設置を福井市から特例で認められており、下記の場所に設置しています。

駐車施設
案内図

5 0
c m
以上

承認年月日	年	月	日	
駐車施設の設置場所	福井市		丁目	番地
駐車施設の駐車台数			台	